

議案第14号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

区長及び副区長の期末手当の支給月数を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の173」を「100分の171」に、「100分の178」を「100分の176」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年3月に支給する期末手当に関する改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項中「おいては100分の25」とあるのは、「おいては100分の21」とする。